

参考資料7 健康日本21中間評価作業チーム等の開催状況

- 平成16年10月 第8回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本21の中間評価の進め方について

- 平成16年12月 第1回健康日本21中間評価作業チーム
 - ・ 暫定直近実績値の分析について
 - ①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康、④歯の健康
 - ・ 未設定目標値について

- 平成16年12月 第10回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 一次予防施策－健康日本21の中間評価－について
 - ①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康、④歯の健康

- 平成17年1月 第2回健康日本21中間評価作業チーム
 - ・ 暫定直近値の分析について
 - ⑤アルコール、⑥循環器病、⑦糖尿病

- 平成17年2月 第11回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 一次予防施策－健康日本21－の中間評価について
 - ⑤たばこ、⑥アルコール、⑦糖尿病、⑧循環器病、⑨がん

- 平成17年4月 第3回健康日本21中間評価作業チーム
 - ・ 現状値等の分析について
 - ・ 暫定総合評価について
 - ・ データ分析等について

- 平成17年4月 第13回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本21中間評価作業チームにおける暫定総合評価について
 - ・ 健康日本21中間評価におけるデータ分析（たばこ）について

- 平成17年6月 第4回健康日本21中間評価作業チーム
 - ・ 代表目標項目の選定について
 - ・ データの比較について

- 平成 17 年 7 月 第 15 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本 21 代表目標項目の選定について
- 平成 17 年 7 月 第 16 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本 21 代表目標項目について
- 平成 17 年 8 月 第 17 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ(案))
- 平成 17 年 9 月 第 18 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ(案))
- 平成 17 年 11 月 第 5 回健康日本 21 中間評価作業チーム
 - ・ 現状値等の分析について
 - ・ 未設定目標値について
 - ・ 新規目標項目について (喫煙率減少の目標設定について)
- 平成 17 年 11 月 第 19 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ たばこ対策について
参考人出席：日本たばこ産業(株)、フィリップモリス ジャパン(株)
- 平成 18 年 2 月 第 6 回健康日本 21 中間評価作業チーム
 - ・ 現状値等の分析について
 - ・ 未設定目標値について
 - ・ 新規目標項目について
- 平成 18 年 3 月 第 21 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本 21 中間評価作業チームにおける検討状況について
参考人出席：日本たばこ産業(株)、フィリップモリス ジャパン(株)
- 平成 18 年 6 月 第 22 回地域保健健康増進栄養部会
 - ・ 健康日本 21 中間評価作業チームにおける検討状況について
参考人出席：日本たばこ産業(株)、フィリップモリス ジャパン(株)
ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン(株)
- 平成 18 年 8 月 第 7 回健康日本 21 中間評価作業チーム
 - ・ 健康日本 21 中間評価報告書案について

医療構造改革における生活習慣病対策の推進について

- 近年、我が国では、中高年の男性を中心に、肥満者の割合が増加傾向にあるが、肥満者の多くが、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の危険因子を複数併せ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大する。
- このため、内臓脂肪型肥満に着目した「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の概念を導入し、国民の運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け（「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」）、国民や関係者の「予防」の重要性に対する理解の促進を図る「健康づくりの国民運動化」を推進するとともに、必要度に応じた効果的な保健指導の徹底を図る「網羅的・体系的な保健サービス」を積極的に展開する。

＜具体的な取組＞

健診・保健指導の重点化・効率化

- 内臓脂肪症候群等の該当者・予備群に対する保健指導を徹底するため、効果的・効率的な健診の実施により、該当者・予備群の確実な抽出を図るとともに、健診の結果を踏まえ、保健指導の必要度に応じた対象者の階層化を図り、動機付けの支援を含めた保健指導プログラムの標準化を図る。

医療保険者による保健事業の取組強化

- 健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった観点から、医療保険者による保健事業の取組強化を図る。
→ 医療保険者に糖尿病等の予防に着目した健診・保健指導の実施を義務付け

都道府県の総合調整機能の発揮と都道府県健康増進計画の内容充実

- 都道府県が総合調整機能を発揮し、明確な目標の下、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが必要。
このため、都道府県健康増進計画について、地域の実情を踏まえ、糖尿病等の有病者・予備群の減少率や糖尿病等の予防に着目した健診・保健指導の実施率等の具体的な数値目標を設定し、関係者の具体的な役割分担と連携方策を明記するなど、その内容を充実させ、総合的な生活習慣病対策の推進を図る。



糖尿病等の有病者・予備群の減少



国民の健康増進・生活の質の向上
中長期的な医療費の適正化